



平成20年度経済産業省の予算に中小企業対策費として1,304億円が計上されていますが、その内、事業承継の円滑化に25億円が当てられています。また、それを受ける形で「地域力連携拠点」を全国で316カ所（京都5カ所）立ち上げ内、102カ所は事業承継支援センターを兼ねる（京都では京都商工会議所）事業承継支援に力を入れています。団塊の世代が還暦を迎え、後継者不足が顕在化しつつある中で、その支援が急務であるという背景があります。

各連携拠点には、応援コーディネータが配されていますが、その多くは中小企業診断士です。しかし、その領域は診断士のみならず1士業では対応しきれない幅広いものがあります。そこで、これに対応できるような事業対応型の研究会を立ち上げ、診断士こそが事業承継支援の適役であることを示した

いと考えています。事業承継は「経営」承継ですが、今までは税理士等の専門家が「会社の相続」ととらえて税務的・法律的な対応をしてきましたが、現在のように経営環境が激しく変化するなかでは、単に引き継ぐだけではなく、次代の経営を開発しつつ、継承しなければなりません。そこに診断士が中心となった事業承継支援があると思います。

4月末に研究会の立ち上げを呼びかけ、18人の会員から参加の表明がありました。第1回の会合を5月10日に支部事務所で行い、事業対応型研究会の主旨、当面の活動等を話し合いました。会の責任者は安田、事務局は清澤、北村両会員です。

当面は、毎月第2火曜日の夜に事業領域の概略、関連税法・民法・会社法等の勉強会をしつつ、チームを組んで官民を問わず、事業承継支援に向けての仕掛けを考えたいと思います。

〈リレバン支援研究会（事業対応型）〉について

メーリングリスト加入の京都支部会員の皆様には、すでにお知らせいたしましたのでご存知の方も多いと思いますが、本年度より新たに〈リレバン支援研究会（事業対応型）〉が発足いたしました。

この研究会は将来の事業対応を目指したもので、実際に金融機関・担当者とのヒアリングを通じて、金融機関のニーズのキャッチアップ⇒診断士の役割の明確化⇒事業可能性の検討⇒ニーズに対応できるツールの開発⇒連携⇒提案⇒最終的に受注に繋がるような活動を目指しています。

すでに平成20年5月28日（水）（18:00～19:00）に第一回目のミーティングを終えましたが、オリエンテーションとしてこの研究会の概要等についてお話ただけで、メンバーはまだ固定しておりませんので、関心をお持ちの会員診断士は是非ご参加ください。

今後の予定としては、

●7月9日（水）18:30～20:00：

診断士で現役銀行マンの方から「金融機関が考える中小企業支援と診断士の役割」（仮題）というテーマで、「経営革新研究会」の場でお話いただくことになっていますので、是非ご参加いただき、金融機関のニーズのキャッチアップにつなげていただければと思っています。（産業会館2F予定）

●7月17日（木）18:00～19:30：

上記7/9の「経営革新研究会」における金融機関からの生の声を受けて、第2回目のミーティングを診断協会事務所で行う予定となっておりますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。お待ちしております。

●その後は基本的に月1回

第3木曜日（18時～19時30分）にミーティングを開催することにしています。

なお、この研究会は組合（協同組合京都府中小企業診断士会）事業としてスタートさせることになっていまして、一緒に活動いただくメンバーの方は組合の正会員もしくは準組合員となっていただくことが前提となります。

この点についてもご理解とご協力を宜しく願います。

以上、何かご不明な点がありましたら本研究会窓口の上田（ueda@jimu-daikou.jp）まで、ご連絡ください。宜しくお願い申し上げます。（上田 清）

〈国民生活金融公庫との連携〉についての報告

(1)「紹介制度」について

①登録状況：

前月号でご報告いたしました「紹介制度」（平成19年10月～運用開始）ですが、皆様のご理解とご協力のおかげで、平成20年6月14日現在で31名の支部会員（中小企業診断士）の方にご登録いただいています。

現在の京都支部会員数（中小企業診断士）が128名で加入率は24.2%とまだまだ低いという見方もできます。

企業内診断士の方でも、会社規定で活躍の場が制限されていない方で、少しでも中小企業の経営相談に接する機会のある方は、是非ご検討の上、ご登録いただきますよう宜しくお願いいたします。

また、ご登録に関しては支部事務局（または上田 ueda@jimu-daikou.jp）までお問い合わせください。

②運用状況：

借入申込書等（決算書等の必要書類を含む）に「紹介状」を添付して国金様へご提出いただければ結構です。

前回も申し上げたことですが、融資を実行するかどうかは国金様側が判定されることですから、我々はこの「紹介制度」を継続させる為にも、「とにかく紹介件数を増やす」ことが重要となります。是非、ご紹介いただきますよう宜しくお願いいたします。

③運用ルール：

これも前回と重複しますが、a) 融資判断結果には異論を唱えない、b) 借入の申し込みに関して名目の如何に関わらず、手数料は徴収しないのというのが本制度のルールです。宜しくお願いいたします。

(2) 今後の連携予定

④第7回意見交換会の開催：日程は未定。国金様がホスト役で開催予定。

⑤連携テーマ：a) 診断士に対する国金様融資制度の紹介の場の提供、b) 創業支援などの各種セミナーの継続開催の提案、c) 国金様の窓口相談への派遣提案などを今後も引き続いて意見交換を進めていく予定にしています。（上田 清）



上田 清